

熊本県警察用航空機の運用等に関する訓令の運用について (通達)

平成 7 年 3 月 28 日

熊地甲第 635 号

〔沿革〕 平成 12 年 10 月熊地第 1972 号改正

【概 要】

本訓令は、熊本県警察航空隊及び熊本県警察用航空機の効率的かつ総合的な運用を図るため、必要な事項を定めたものである。